

【高所作業時のお願い】

高所作業を行う際はヘルメット及び墜落制止用器具（フルハーネス型）の着用をお願いします。なお原則としてハーネスは貸出しておりませんので、ご自身でご持参くださいますようお願いいたします。（会館保有：S サイズ×1、M サイズ×1、貸出用ヘルメット有）

【法令改正について】

厚生労働省より、平成 31 年に墜落防止用の保護具について一定の高さ以上でフルハーネス型を使用することとする法令改正が行われました。2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

令和 4 年 1 月 2 日から同改正が完全施行となり、旧規格の「安全帯」ではなく新規格の「墜落制止用器具」の着用が義務づけられています。

ご理解、ご協力のほどお願いします。

詳細は下記 URL「厚生労働省ガイドライン」をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>